

胎内市最低制限価格制度要綱（平成20年訓令第3号）新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|-----|
| <p>(最低制限価格を設定する契約)</p> <p>第2条 <u>最低制限価格を設定する契約は、市が発注する建設工事、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務</u> <u>(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)の請負契約であって、競争入札に付すものとする。</u></p> | <p>(最低制限価格を設定する契約)</p> <p>第2条 <u>最低制限価格を設定する契約は、次に掲げるものとする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) <u>建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事の請負契約であって、競争入札に付すもの</u></p> <p>(2) <u>胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年告示第14号）別表第1に定める業務の委託契約であって、競争入札に付すもの</u></p> | 改める |
| <p>(最低制限価格の設定方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建設コンサルタント等の業務の競争入札に係る最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務の競争入札に係る最低制限価格については、その額が、予定価格に100分の82を乗じて得た額を超える場合には予定価格に100分の82を乗じて得</p> | <p>(最低制限価格の設定方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建設コンサルタント等の業務の競争入札に係る最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務の競争入札に係る最低制限価格については、その額が、予定価格に100分の82を乗じて得た額を超える場合には予定価格に100分の82を乗じて得</p> | |

た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に100分の60を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の競争入札に係る最低制限価格については、その額が、予定価格に100分の81を乗じて得た額を超える場合には予定価格に100分の81を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に100分の60を乗じて得た額とし、地質調査業務の競争入札に係る最低制限価格については、その額が、予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合には予定価格に100分の85を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|------------------|---------|---------|-------------------------------|----------------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額 | — |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額 | 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額 |
| 地質調査業 | 直接調査費 | 間接調査費 | 解析等調査 | 諸経費の額 |

た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に100分の60を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の競争入札に係る最低制限価格については、その額が、予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合には予定価格に100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に100分の60を乗じて得た額とし、地質調査業務の競争入札に係る最低制限価格については、その額が、予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合には予定価格に100分の85を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|------------------|---------|---------|-------------------------------|----------------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に <u>100分の48</u> を乗じて得た額 | — |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額 | 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に <u>100分の48</u> を乗じて得た額 |
| 地質調査業 | 直接調査費 | 間接調査費 | 解析等調査 | 諸経費の額 |

改める
改める

改める

改める

| | | | | | | | | | |
|---|--|---------------------------|------------------------------------|---|-----------------------|-------------|---------------------------|------------------------------------|---|
| | | | | | | | | | |
| 務 | の額 | の額に100分 の90を乗じ て得た額 | 業務費の額 に100分の80 を乗じて得 た額 | に <u>100分の50</u> を乗じて得 た額 | 務 | の額 | の額に100分 の90を乗じ て得た額 | 業務費の額 に100分の80 を乗じて得 た額 | に <u>100分の48</u> を乗じて得 た額 |
| 補償関係コ ンサルタン ト業務 | 直接人件費 の額 | 直接経費の 額 | その他原価 の額に100分 の90を乗じ て得た額 | 一般管理費 等の額に <u>100</u> <u>分の50</u> を乗 じて得た額 | 補償関係コ ンサルタン ト業務 | 直接人件費 の額 | 直接経費の 額 | その他原価 の額に100分 の90を乗じ て得た額 | 一般管理費 等の額に <u>100</u> <u>分の45</u> を乗 じて得た額 |
| 4 前項の規定を適用することが適当でないと認める場合は、同項 の規定にかかわらず、予定価格に、100分の60から <u>100分の82</u> まで (測量業務にあっては100分の60から100分の82まで、地質調査業 務にあっては3分の2から100分の85まで) の範囲内において定 める割合を乗じて得た額を最低制限価格とするものとする。 <u>(最低制限価格の対象外)</u> | 4 前項の規定を適用することが適当でないと認める場合は、同項 の規定にかかわらず、予定価格に、100分の60から <u>100分の80</u> まで (測量業務にあっては100分の60から100分の82まで、地質調査業 務にあっては3分の2から100分の85まで) の範囲内において定 める割合を乗じて得た額を最低制限価格とするものとする。 | | | | | | | | |
| <u>第6条 市長は、最低制限価格の設定が適当でないと認められる場 合は、第2条の規定にかかわらず、最低制限価格を設定しないこ とができる。</u> (その他) | (その他) | | | | | | | | |
| 第7条 (略) | 第6条 (略) | | | | | | | | 繰り下げる |